

諮問番号：令和 2 年度（2020 年度）諮問第 1 号

答申番号：令和 2 年度（2020 年度）答申第 2 号

## 答 申 書（案）

### 第 1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）10月25日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

審査請求人は、〇〇県に所在する病院に入院して股関節の手術を受け、平成 29 年（2017 年）9 月 1 日の退院時並びに同年 9 月 22 日及び 10 月 27 日の退院後の経過観察の通院時に痛みのため歩行が容易でなく、高速バスの利用が困難であった。そのため、退院時には病院から自宅までの移動にタクシーを利用し、退院後の経過観察の通院時にはレンタカーを利用した。

処分庁は、審査請求人の病態や主治医の「退院時に高速バスのステップ高さ 45 c m の昇降は困難」及び「疼痛が強い場合はレンタカー移動でもやむを得ない」との見解を踏まえ、審査請求人が当時高速バス及び路線バスを利用して支障なく帰宅し、又は通院することが可能であったかを検討すべきであるにもかかわらず、これらの事情を考慮せず漫然と高速バス及び路線バスの運賃の限度でしか移送費を支給しないこととした。

したがって、考慮すべき事情を考慮せずになされた著しく不当な処分であって、裁量権の逸脱又はその濫用にあたる。

以上により、本件処分のうち平成 29 年（2017 年）9 月 1 日の退院時

並びに同年9月22日及び10月27日の退院後の経過観察の通院時の交通費を医療扶助の移送費として支給するとした部分の取消しを求める。

## 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

### 2 理由

医療扶助の移送費は、福祉事務所が諸般の事情を総合的に考慮して、経済的かつ合理的な経路及び交通手段として認めたものにより給付を行うものであり、具体的には福祉事務所の裁量により決定するものである。

審査請求人への移送費の支給について、処分庁は、関係する2つの医療機関（〇〇病院及び〇〇クリニック）から提出された給付要否意見書の内容、嘱託医協議の結果、当該医療機関への電話による聴取の内容並びにバス会社への訪問調査及び電話による聴取の内容を踏まえ、令和元年（2019年）9月6日に改めてケース検討会議において検討しており、これら複数の情報を勘案した上で、公平性等の観点も含めて総合的に判断したものと認められるため、処分庁に裁量権の逸脱や濫用があるとはいえない。

なお、審査請求人が主治医に記載を依頼して提出した平成29年（2017年）12月15日付け「一連の受診についてのご確認、ご見解、ご記入依頼書」（以下「主治医の見解書」という。）については、退院の際のバスの乗降時に介助があった場合はどうかについて触れていないこと、退院後の経過観察の際は「介助があれば高速バスの利用は問題ない」との記載があることから、これをもって処分庁の判断に裁量権の逸脱や濫用があるということまではできない。よって、本件処分は、違法又は不当とはいえない。

## 第4 調査審議の経過

令和2年（2020年）4月14日 審査庁から諮問  
6月29日 第1回審議  
7月16日 第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### (1) 法令等の規定について

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年（1961年）9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）第3-9-(1)では、医療扶助における移送の給付方針について、個別にその内容を審査して給付を行うものとされており、「療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。経済的かつ合理的な経路及び交通手段についての判断に当たっては、同一の病態にある当該地域の他の患者との均衡を失しないようにすること。」とされている。また、「医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について」（平成20年（2008年）4月4日社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）1では、医療扶助の移送の趣旨・考え方について、「支給する場合であっても受給者間での不公平が生じないようにするほか、経済的かつ合理的な経路による必要な最小限度の範囲で支給するなど、国民の目線に立った運用が肝要である。」とされている。

これらのことから、医療扶助の移送費の給付の対象となる経路や交通手段については、福祉事務所が諸般の事情を総合的に考慮した上で決定するものである。

#### (2) 移送費の支給について

ア 審査請求人が平成29年（2017年）9月1日に退院した際に要し

た費用に関し、同年7月13日付けで入院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、医療扶助の移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

審査請求人は、退院時にタクシーを利用したことについて、主治医の見解書では「退院時に高速バスのステップ高さ45cmの昇降は困難」と示されていると主張している。この点について、処分庁は、同年8月22日に行った入院先の医療機関への看護師を通じた電話による聴取において、高速バスや路線バスにより通院が可能との回答を得ている。また、同年12月7日に審査請求人とともに訪問した高速バス会社での調査及び令和元年（2019年）9月3日の路線バス会社への電話による聴取において、乗務員が乗降時に介助することが可能との確認を行っている。

イ 審査請求人が平成29年（2017年）9月22日及び10月27日の退院後の経過観察の通院の際に要した費用に関し、同年11月16日付けで通院先の医療機関が処分庁に提出した給付要否意見書には、医療扶助の移送費の給付を「要する」との主治医の意見が記載されており、処分庁の嘱託医の意見も同様である。

審査請求人は、通院時にレンタカーを利用したことについて、主治医の見解書では「疼痛が強い場合はレンタカー移動でもやむを得ない」と示されていると主張している。この点について、処分庁は、同年11月24日に行った通院先の医療機関への看護師を通じた電話による聴取において、公共交通機関の利用により通院が可能で、歩行が困難なわけではないとの回答を得ている。また、主治医の見解書では「介助があれば高速バスの利用は問題ない」と示されているところ、処分庁が、高速バス会社及び路線バス会社に対し、乗務員が乗降時に介助することが可能との確認を行ったことは、前述のとおりである。

ウ 以上により、処分庁は、これらの調査の内容等を総合的に考慮した上で、審査請求人が退院時及び通院時にバスの利用が可能であったと判断し、経済的かつ合理的な経路及び交通手段に要する費用として、高速バ

ス及び路線バスの運賃を限度に移送費の支給を行ったと認められることから、処分庁の判断に裁量権の逸脱や濫用があるとはいえない。

### 3 結論

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第2部会

委員 大日方 信 春

委員 仲 次 利 光

委員 中 園 三千代